

## 三島市快適な空間を保全するための歩行喫煙の防止に関する条例 改正案についてパブリック・コメントを募集します

パブリック・コメントとは、行政が政策等を策定する場合、その案を事前に公表することにより市民から意見の提出を受け、最終的な案を決定しようとするものです。

今回、次の条例を改正するにあたり、皆様の意見を広く募集します。

- 1 **案件名** 三島市快適な空間を保全するための歩行喫煙の防止に関する条例改正案
  - 2 **内容** より一層の公共施設におけるたばこの吸殻等の散乱防止を図り、併せて受動喫煙防止を強化する。
  - 3 **三島市快適な空間を保全するための歩行喫煙の防止に関する条例改正の概要**
    - 「喫煙者の責務」の改正について（第6条関係）

本条は、喫煙者の責務として、公共施設（屋外の道路、公園、河川、駅前広場その他公共の用に供する施設）においては、歩行中又は自転車に乗車中の喫煙防止に努め、吸殻入れのないところでは携帯吸殻入れを使用し、受動喫煙等防止に努めることとされていますが、より一層の公共施設におけるたばこの吸殻等の散乱防止を図り、併せて受動喫煙防止を強化するために、吸殻入れが備え付けられた喫煙可能場所での喫煙に努め、受動喫煙等防止の徹底を図るものに改めるものです。
    - 「快適空間指定区域」の改正について（第8条関係）

本条は、快適空間指定区域内の公共施設において、歩行中又は自転車に乗車中の喫煙を禁止し、吸殻入れのないところでの喫煙は携帯吸殻入れを使用するようにされていますが、より一層の快適な空間の保全を図り、併せて受動喫煙防止を強化するために、吸殻入れの備え付けられた喫煙可能場所で喫煙するように改めるものです。
    - 改正条例の施行予定日について  
平成23年7月1日から施行する予定です。
  - 4 **募集期間** 10月1日(金)から11月1日(月)まで
  - 5 **提出方法** パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、募集期間内に、直接、郵送、FAX又はEメールで提出してください。
  - 6 **提出先** 〒411-0858 三島市中央町5番5号 三島市役所環境政策課環境保全係  
FAX番号 976-8728  
Eメールアドレス [kankyou@city.mishima.shizuoka.jp](mailto:kankyou@city.mishima.shizuoka.jp)
- ※ 市ホームページのパブリック・コメントコーナーによる提出もできます。
- 7 **意見の取扱** 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、環境政策課、情報公開コーナー、公民館（北上、錦田、中郷、坂）及び生涯学習センターで閲覧又は資料配布の方法により公表します。  
なお、提出された意見への個別回答はいたしません。
  - 6 **問合せ** 環境政策課環境保全係 電話番号983-2646